

### 国の動向

- 令和 3 年 5 月 「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（WT）」とりまとめ公表
- 令和 4 年 6 月 改正児童福祉法が成立
- 令和 4 年度中 権利擁護スタートアップマニュアル、意見表明等支援員の養成ガイドラインを策定予定
- 令和 6 年 4 月 改正児童福祉法が施行予定

### WTとりまとめに基づく国の制度概要

#### 【定義】意見表明等支援とは・・・

専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし（意見形成支援）、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁したり（意見表明支援）すること

#### 【方向性】

<p>子供の権利擁護に係る環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児相が行う意見聴取や入所措置等、施設等における処遇について、児福審による調査審議、意見具申等を実施できる環境を整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立人は、子供本人のほか、子供に関わる関係機関（児童福祉施設、教育委員会、医療機関等）を想定</li> <li>・ 申立内容の審議を児福審の既存部会で行うか、新たな部会で行うかは、自治体ごとの状況に応じて整理が必要</li> <li>・ 児福審の委員は、権利擁護の専門性を担保するため就任前に一定の研修を受けることも考えられる</li> <li>・ 申立内容の調査を行う調査員は、部会の事務局で弁護士等を雇用する、外部団体や弁護士等に委託する等の手法により独立性を高めることが望ましい</li> </ul> </li> </ul>
<p>意見表明等支援事業 ※努力義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子供の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により子供の意見又は意向を把握し、児相、都道府県、その他関係機関との連絡調整等を実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見表明等支援員は、都道府県が定める養成研修（※）を受講 （※）子供の権利擁護や意見表明支援に関する基本的事項、実践のノウハウ</li> <li>・ 弁護士、福祉専門職団体、NPO、社会的養護の当事者団体などの機関への委託又は補助などにより実施</li> <li>・ 意見表明等支援員の活動内容は、児相の援助方針会議で子供の意見を伝える、自立支援計画策定時の子供の意見聴取に同席、施設等を定期的に訪問し日常生活の悩みを傾聴、児福審への申立において子供の主張を代弁、などを想定</li> </ul> </li> </ul>